

運宮規程

指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ワンカラ（以下「法人」という。）が設置する通所介護事業【介護予防日常生活支援総合事業】の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護（総合事業）従業者」が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態（要支援状態）にある高齢者等に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定通所介護事業のサービスの提供にあたっては、要介護状態の利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な世話及び機能訓練を行う。

介護予防日常生活支援総合事業のサービスの提供にあたっては、要支援状態の利用者がその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう運動機能向上等の訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 前2項のほか「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に定める内容を尊重し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 デイサービスさくらんぼ

(2) 所在地 高知県宿毛市片島5番20号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 通所介護（総合事業）従業者として次の職員を置く。

(1)管理者 1名(常勤)

事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画(介護予防日常生活総合支援計画)を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

(2)生活相談員 1名以上(常勤)

利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

(3)介護職員 2名以上(常勤)

利用者の日常生活を支援し、特に入浴、送迎等の支援を行う。

(4)看護職員 1名以上(非常勤)機能訓練指導員と兼務

利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

(5)機能訓練指導員 1名以上(非常勤)看護師と兼務

機能訓練計画書を作成し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、年末年始の12月31日から1月2日までを除く。

(2)営業時間午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分

(指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25名とする。

(指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の内容)

第7条 指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の内容は次のとおりとする。

(1)相談、援助等

(2)日常生活動作の機能訓練

(3)介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)

(4)健康状態のチェック

(5)送迎サービス

(6)入浴サービス

(7)食事サービス

(8)生活機能向上(介護予防)

(指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 介護予防日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）として、その1割～3割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「介護予防日常生活支援総合事業サービス」に要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

3 指定通所介護に通常要する時間を越える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える実費を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については、600円を徴収する。

5 おむつ代 実費徴収

6 前項に掲げるものの他、通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。

7 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宿毛市とする。

(居宅介護サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第10条 居宅介護サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護サービス【介護予防日常生活支援総合事業サービス】を提供する。

(居宅サービス等の変更援助)

第11条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第 12 条 指定通所介護サービス【介護予防日常生活支援総合事業サービス】を提供した際には、当該指定通所介護サービス【介護予防日常生活支援総合事業サービス】の提供日及び内容、当該指定通所介護サービス【介護予防日常生活支援総合事業サービス】について、保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】計画の作成)

第 13 条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】計画を作成する。

2 それぞれの利用者に応じた通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

(環境管理)

第 14 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(掲示)

第 15 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 17 条 提供した指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求める又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(会計の区分)

第 18 条 指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 19 条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(緊急時における対応方法)

第 20 条 通所介護（総合事業）従業者は、現に指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 21 条 利用者に対する指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 22 条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(地域との連携など)

第 23 条 指定通所介護【介護予防日常生活支援総合事業】事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第 24 条 本事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を調整する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第 25 条 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者は(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村長に通報するものとする。

2 虐待防止委員会の設置

施設内での虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置します。

①設置目的

施設内での虐待防止に向けての現状把握、及び改善に向けての検討。

②虐待防止に関する職員全体の指導

③虐待防止委員会の構成員

ア) 管理者 イ) 看護職 ウ) 理学療法士 エ) 介護職員

この委員会の責任者は、坂田 恵悟とする。

④虐待防止委員会の開催

※4 ヶ月に 1 回定期的に開催します。

※必要時には、随時開催します。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 虐待防止に関する研修年 2 回

(3) 権利擁護に関する研修年 1 回

(4) 認知症ケアに関する研修年 2 回

研修受講後は記録を作成し、研修受講した場合は、復習を行うものとする。

(身体拘束)

第 26 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

サービス提供時間 平成 24 年 4 月 1 日変更。

住居番号 平成 24 年 5 月 14 日変更。

利用定員、記録の保管期間 平成 25 年 4 月 1 日変更。

営業日 平成 26 年 3 月 1 日変更。

職員の種類、員数及び職務の内容 平成 26 年 3 月 1 日変更。

職員の員数及び職務の内容 平成 27 年 1 月 1 日変更。

営業日

【指定介護予防通所介護】の名称及び介護報酬の負担額 平成 28 年 3 月 1 日変更

職員の員数 平成 28 年 5 月 1 日変更

利用定員 平成 28 年 9 月 1 日変更

職員の員数 平成 29 年 10 月 1 日変更

第 10 条 平成 30 年 3 月 16 日変更

平成 30 年 4 月 1 日改正

第 5 条(3) 平成 31 年 2 月 1 日改正

第 4 条(5)、第 6 条 令和 2 年 6 月 1 日改正

第 6 条 事業所の利用定員数 令和 2 年 9 月 4 日改定

第 4 条 (3) (4) (5) 職員の員数及び職務の内容 令和 3 年 5 月 21 日改定

第 6 条 事業所の利用定員数 20 名に変更 令和 3 年 5 月 21 日改定

第 6 条 事業所の利用定員数 25 名に変更 令和 4 年 2 月 25 日改定

第 25 条 虐待防止 令和 6 年 4 月 1 日 新設

第 26 条 身体拘束 令和 6 年 4 月 1 日 新設

第 27 条 業務継続計画の策定 令和 6 年 4 月 1 日 新設